

令和8年度草津市各会計補正予算書

(最終日追加提案)

草 津 市

目 次

	頁
議第 37 号 令和 8 年度草津市一般会計補正予算（第 1 号）	1
議第 38 号 令和 8 年度草津市水道事業会計補正予算（第 1 号）	5

一般会計補正予算

令和8年度草津市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度草津市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39,100 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69,559,100 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月26日 提出

草津市長 橋 川 渉

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 市債		3,393,200	39,100	3,432,300
	1 市債	3,393,200	39,100	3,432,300
歳 入	合 計	69,520,000	39,100	69,559,100

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		4,623,347	39,100	4,662,447
	1 保健衛生費	2,266,385	39,100	2,305,485
歳 出 合 計		69,520,000	39,100	69,559,100

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業会計金 出資	144,300	普通貸借 また借は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合には 、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 および償還期 限を短縮し、 もしくは繰り 上げ償還を行 い、または借 換えすること ができる。	183,400	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

特別会計補正予算

令和 8 年度草津市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度草津市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入および支出の補正）

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書を改め、資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,341,089 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 194,186 千円、減債積立金 30,190 千円、建設改良積立金 30,189 千円および損益勘定留保資金 1,086,524 千円で補てんするものとする。）。

（ 科 目 ） （ 既決予定額 ） （ 補正予定額 ） （ 計 ）

	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,183,000千円	156,300 千円	1,339,300千円
第 1 項 企業債	810,600千円	117,200 千円	927,800千円
第 2 項 出資金	144,300千円	39,100 千円	183,400千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	2,524,000千円	156,389 千円	2,680,389千円
第 1 項 建設改良費	2,305,090千円	156,389 千円	2,461,479千円

（債務負担行為）

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額に、次のとおり追加する。

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
北山田浄水場耐震補強・浸水対策費	令和 8 年度から令和 9 年度まで	92,300

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
水道事業	810,600	普通貸借 または 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	公的資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合には、その債権 者と協定するもの による。 ただし、企業財政 の都合により据置期 間および償還期限を 短縮し、もしくは繰 り上げ償還を行い、 または低利に借換え することができる。	927,800	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ

令和8年3月26日 提出

草津市長 橋 川 渉

